

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに
同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」の一部改正について

（傍線部分は改正部分）

平成 15 年 10 月 1 日国自技第 149 号、国自環第 131 号

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日国自環第 9 号

改正	現行
道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）	道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）
記	記
1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車（(1) 1)に示す自動車（騒音防止装置を共通構造部の範囲に含むものに限る。）であって、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であることを道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの、(1) 1)から 4)に示す自動車であって、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置及び同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの並びに道路運送車両法第	1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車を指定する。

<u>75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 の規定に基づく型式指定番号標により確認できるもの除く。）を指定する。</u> (1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係 1) <u>道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であって、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成 28 年 6 月 30 日付け国自審第 535 号）別添「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に基づく取扱いを受けた自動車</u> 2) 「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成 26 年国土交通省告示第 120 号）によりその型式について認定された自動車（以下「製造過程自動車」という。） 3) 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）別添 2 の<u>新型自動車取扱要領</u>に基づく<u>新型届出</u>による取扱いを受けた自動車（以下「新型届出自動車」という。） 4) 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号）に基づく取扱いを受けた自動車（以下「PHP 自動車」という。） 5) <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 83 条の適用を受ける自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</u> (2) (略) 2. 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づき、次の基準を指定する。 (1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項関係	(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係 1) 「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成 26 年国土交通省告示第 120 号）によりその型式について認定された自動車（以下「製造過程自動車」という。） 2) 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）別添 2 の<u>新型自動車等取扱い要領</u>に基づく<u>新型届け出</u>による取扱いを受けた自動車（以下「新型届出自動車」という。） 3) 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日付け自審第 1255 号）に基づく取扱いを受けた自動車（以下「PHP 自動車」という。） 4) <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 83 条の適用を受ける自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）</u> (2) (略) 2. 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づき、次の基準を指定する。 (1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項関係
---	--

1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車 一 <u>普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）であって、車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のもの並びに軽自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 41 条第 1 項第 <u>3</u> 号に定める基準 ロ （略） ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>4</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>2</u> 号に定める基準 ハ 適用関係告示により、前 2 号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前 2 号にかかわらず当該基準 二 <u>普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>1</u> 号に定める基準 ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準 ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>2</u> 号に定める基準	1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車 一 <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）、車両総重量 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車（二輪自動車を除く。以下同じ。）</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 41 条第 1 項第 <u>三</u> 号に定める基準 ロ （略） ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>四</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>二</u> 号に定める基準 ハ 適用関係告示により、前 2 号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前 2 号にかかわらず当該基準 二 <u>車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>一</u> 号に定める基準 ロ 適用関係告示により、前号の基準に代えて当該自動車に適用することができる基準がある場合は、前号にかかわらず当該基準 ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>二</u> 号に定める基準
--	--

ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>1</u> 号に定める基準 ハ (略) 三 二輪自動車（ガソリンを燃料とするものに限る。） ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>17</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>18</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>9</u> 号に定める基準 ハ (略) 四 大型特殊自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>13</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>14</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>7</u> 号に定める基準 ハ (略) 2) 軽油を燃料とする自動車 一 <u>普通自動車及び小型自動車であつて、車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のもの並びに軽自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>7</u> 号に定める基準 ロ (略)	ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>1</u> 号に定める基準 ハ (略) 三 二輪自動車（ガソリンを燃料とするものに限る。） ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十七</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十八</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>九</u> 号に定める基準 ハ (略) 四 大型特殊自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十三</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十四</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>七</u> 号に定める基準 ハ (略) 2) 軽油を燃料とする自動車 一 <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車並びに車両総重量 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>七</u> 号に定める基準 ロ (略)
---	--

② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>8</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>4</u>号に定める基準 ハ (略) 二 <u>普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>5</u>号に定める基準 ロ (略) ハ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>6</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>3</u>号に定める基準 ハ (略) 三 大型特殊自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>15</u>号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>16</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>8</u>号に定める基準 ハ (略) 3) ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車	② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>八</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>四</u>号に定める基準 ハ (略) 二 <u>車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>五</u>号に定める基準 ロ (略) ハ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>六</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>三</u>号に定める基準 ハ (略) 三 大型特殊自動車 ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>十五</u>号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第<u>十六</u>号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第<u>八</u>号に定める基準 ハ (略) 3) ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車
---	---

一 <u>普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のもの</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>11</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>12</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>6</u> 号に定める基準 ハ (略) 二 <u>普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5t を超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のものを除く。）</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>9</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>10</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>5</u> 号に定める基準 ハ (略) (2) (略)	一 <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車、車両総重量 3.5 トン以下の普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十一</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十二</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>六</u> 号に定める基準 ハ (略) 二 <u>車両総重量 3.5 トンを超える普通自動車及び小型自動車</u> ① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>九</u> 号に定める基準 ロ (略) ② 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車以外の自動車 イ 細目告示第 41 条第 1 項第 <u>十</u> 号に定める基準 ロ 細目告示第 119 条第 1 項第 <u>五</u> 号に定める基準 ハ (略) (2) (略)
--	---